

○伊根町特産品「薦池大納言」の名称及びキャラクターロゴの利用に関する規程

平成26年3月14日告示第30号

伊根町特産品「薦池大納言」の名称及びキャラクターロゴの利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、伊根町特産品「薦池大納言」の名称及びキャラクターロゴ（以下「名称等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 名称等を利用しようとする者は、次の各号に定める場合を除き、あらかじめ伊根町長（以下「町長」という。）の許諾を受けなければならない。

- (1) 新聞、テレビ、その他報道関係機関が報道目的に利用する場合
- (2) 町が主体となって実施するイベント等で利用する場合

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書（様式第1号又は第2号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) 個人の場合においては事業概要等、利用用途のわかる資料
- (3) 名称等の利用状況がわかる完成見本等
- (4) その他町長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第3条 町長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が「薦池大納言」の需要拡大や町のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、町長は必要があると認める場合には、名称等の利用方法その他について、条件を付することができる。

2 町長は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

(利用許諾の制限)

第4条 名称等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、許諾しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合

(6) 名称等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(7) 名称等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

2 町長は、許諾を行わないときは、利用不許諾通知書（様式第4号）で申請者へ通知する。

（利用料）

第5条 名称等の利用料については、無料とする。

（利用上の遵守事項）

第6条 第3条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。

(2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(3) 第3条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(4) 名称等を用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

（地位の承継）

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

（許諾内容の変更等）

第8条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（様式第5号）を町長に提出し、町長の許諾を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（様式第6号）を交付する。

（許諾の取消し等）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者は、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

(1) 利用者がこの規程に違反した場合

(2) 利用者が第3条の利用許諾に付した条件に違反した場合

- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第4条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他名称等の利用継続が不相当であると認める場合

2 町長は、前項の規定により利用許諾を取り消した場合、利用者に対し利用物件等の回収等の措置を請求することができる。

3 町長は、同条第1項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 町長は、利用者に名称等の利用状況等について報告させ、又は調査することができる。

5 町長は、許諾を取り消すときは、許諾取消通知書（様式第7号）により申請者へ通知するものとする。

（利用の非独占性等）

第10条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して名称等を利用する権利は付与せず、商品、利用者等について町の推奨を行うものではない。

（損失補償等の責任）

第11条 町は、名称等の利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、名称等を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、適切に処理するものとする。

3 利用者は、名称等の利用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、町に対して法律上の損害賠償責任を負う。

（情報の公開）

第12条 町長は、次の各号に掲げる事項について情報を公開することができる。

- (1) 第3条の規定による利用許諾に関すること。
- (2) 第9条の規定による許諾の取消し等に関すること。

（事務）

第13条 この規程に関する事務は、伊根町地域整備課が行う。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか、名称等の利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年3月14日から施行する。